

評価表（認知症対応型共同生活介護）

1 事業評価

区分	評価項目	評価基準	評価点	1 働き方サポ-ト	2 (福)京都市 眞生福祉会	3 メディカルケア 御所ノ内園	非選定 事業者			
法人評価・事業の継続性・安定性	事業実績	施設運営の実績	当該サービスを3年以上運営している。(平成27年12月1日時点)	10	※ い 該 ず 当 れ す か る に も ○ の	10	7	10		
			本市内で介護・医療・福祉事業を3年以上運営している。(平成27年12月1日時点)	7						
			代表者又は管理者が当該サービスにおける介護等の実務経験を3年以上有する。(平成27年12月1日時点)	3						
			本市公募案件で選定内容の不履行がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 ・選定辞退又は事業所を廃止したことがある。【辞退した日又は廃止日から6年間】 ・開所年度の遅延又は定員不足で開所したことがある。【開所した日又は不足を解消した日から3年間】 ・事業所を休止したことがある。【再開した日から3年間】	-15						
	決算状況	収支(単年度)の状況	過去2年間の単年度決算の状況	5	3	5	5	3	3	
		収支(累積)の状況	直近決算が累積黒字である。	5	5	5	5	5	5	
		財務外部監査の実施状況	監査法人による外部監査を実施している。	5					5	
	信頼性	第三者評価の受審	過去3年間(平成24年度～平成26年度)、第三者評価を受審している(法人の運営する全サービスの既存事業所のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可、ただし、同一法人内の事業所に限る)。 ※地域密着型サービスで受審が義務付けられている外部評価を除く。	5		5				
		実地指導の指摘状況	過去2年間(平成25年度～26年度)、法人の運営する全サービスの既存事業所に対し、文書指導(※)がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 (※サービス計画未作成・手続違反、避難訓練未実施、事故・苦情記録未整備、個人情報保護に係る不備及び身体拘束に関するもの、報酬返還を伴うもの)。	-15		-15			-15	
	施設・設備・運営計画	計画地	所有関係	土地及び建物が自己所有である。	5	3				3
安全性		安全性	緊急時の避難に配慮し、平屋建てであるか、2階建て以上の場合に周囲バルコニーを設置している。	5						
		食堂・機能訓練室の面積	利用者1人当たりの確保面積(内法)	5	3					
		居室(施設内の最小床面積の1室)の面積	18㎡以上(内法)	5						
		トイレの設置状況	トイレを各居室に設置している。	(各居室に設置)	(3人に1箇所)	3	3	3	3	3
			いずれの項目についても以下のとおり。 <認知症対応型共同生活介護> ユニットごとに <地域密着型特定施設> 居室のある階ごとに 利用者3人に対してトイレを1箇所以上設置している。 車椅子用トイレを設置している。	5	3	5	5	5	5	5
		浴室の設置状況	浴室を設置している。 ※浴槽を設置していることが必要。シャワーのみは不可	5	5	5	5	5	5	5
特殊浴槽を設置している。			5	5	5	5	5	5	5	
地域交流スペース		サロンを設置している。	5		5	5				
人員		管理者の実務経験	介護職員等としての実務経験が10年以上(平成27年12月1日時点) ※管理者等、直接処遇でない職種の実務経験を除く。 管理者としての実務経験が2年以上(平成27年12月1日時点)	5						
	介護職員等の配置	常勤換算方法で日中2:1以上を配置	5							
	利用料金の設定等	入居に当たり一時金又はそれに準ずる費用がない。	5		5					
協議事業に係る併設等の営業体制	医療連携加算を算定する(ただし訪問看護事業所に業務委託しない場合のみ)。	5	5	5	5	5	5			
合計			100	33	46	43	26			

※評価基準欄において、サービス種類が記載されていない項目は両サービス共通

2 事業評価点及び地域の優先度を考慮した評価

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所

評価点\地域の優先度	A	B	C	D
81点以上	①	③	⑥	⑩
61点～80点	②	⑤	⑨	⑭
41点～60点	④	⑧	⑬	⑰
21点～40点	⑦	⑫	⑮	⑲
20点未満	⑪	⑮	⑱	⑳

※①～⑳は評価順位

地域の優先度	内容
A	事業所がない又は事業所の整備予定がない圏域
B	既に1ユニットの事業所がある又は1ユニットの事業所の整備予定がある圏域
C	既に2ユニット以上の事業所又は2ユニット以上の事業所の整備予定があり、第1号被保険者のうち、75歳以上の人口に対する定員数の割合が全市平均より低い行政区・支所にある圏域
D	既に2ユニット以上の事業所又は2ユニット以上の事業所の整備予定があり、第1号被保険者のうち、75歳以上の人口に対する定員数の割合が全市平均より高い行政区・支所にある圏域